

信州大学工学部と一般社団法人長野県建築士事務所協会との 連携に関する協定書

信州大学工学部（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携して、双方の有する資源を有効に活用し、建築を取り巻く社会課題の解決と建築文化の進展に寄与することを目的とする。

（連携項目）

第2条 本協定に基づく連携項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育及び地域人材育成に関すること。
- (2) 地球環境保全及び防災力向上に関すること。
- (3) 研究の推進及び技術の向上に関すること。
- (4) 地域貢献に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要と認める事項

（実施方法）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項及び実施方法は協議の上、別途取り決める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（疑義等の解決）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和7年10月20日

(甲) 長野県長野市若里4-17-1

信州大学工学部長 香山 瑞恵



(乙) 長野県長野市大字中御所字岡田124-1

一般社団法人長野県建築士事務所協会
会長 伊藤 公雄

